

# 魚沼民商だより

2017年

7月 17日

第2062号

発行 新潟県魚沼市板木  
電話 025(792)3064  
e-mail:uminsyo@rose.ocn.ne.jp  
946-0032

## 税と社会保障について

今年4月より  
配偶者控除およ  
び配偶者特別控  
除（以下、「配  
特控除」といふ）  
の見直しが20  
17年度の税制  
改正等にて行われたことから、会  
内外から問い合わせがきいていま  
す。また事業専従者控除の規定、  
そして社会保障に関する問い合わせ  
がありますので、若干ですが  
ご紹介いたします。



（※改正は2018年分以後の所  
得税について適用されます）

\* 配偶者控除は合計所得金額が  
38万円以下である人をいいま  
す。配偶者が事業専従者であれ  
ば配偶者控除は適用されませ  
ん。

\* 「主」に改正されたのは、配特控  
除額が年収141万円未満→約  
201万円に引き上げられたこ  
とです。年収150万円迄は配  
特控除額は38万円で、それ以  
降は年収金額5万円刻みで控除  
額が変わります。

\* 事業専従者の要件は、①納稅  
者と生計を一にする配偶者とそ  
の他の親族であること。②年齢  
が15歳以上であること。③事  
業に専ら従事していること。但  
し他に職業がある者が、事業に  
専ら従事することが妨げになら  
ないことです。

\* 雇用保険について、事情によ  
り納稅者および事業専従者は他  
の職業に就くことによって雇用  
保険に加入することがあります  
が、失業給付の手続きはできま  
せん。

婦人部から部員7人が参加しました。

この日の前半は分科会の開催で  
す。みんなで「この世界の片隅で」  
を映画鑑賞しました。後半の全体  
会では幼児教育専門家・熊丸みつ  
子さんのパワフルな講演と合唱  
で、たくさんの笑顔とパワーをい  
ただきました。

参加者から「久しぶりに県母親  
大会に参加しました。今日は泣い  
たり笑ったりで大変でした。やつ  
ぱり日常生活とは違った空気を吸  
うことなどとてもいいもんだね」と  
「全体会で、10の力持ちの1人  
より、1の力をもつた10人で政  
治は変えられる。まったくその通  
りだと思った。良いこと、悪いこ  
とをキチンと声を挙げなくては不  
可」と感想が寄せられていました。

## 6月の相談、こんな相談 がありました

＊ 制度融資を受けたい。  
＊ 今の売上の推移で資金の流れ  
はこれでどうなのか。  
＊ 専従者給付について、教えて  
欲しい。  
＊ 所得税の予定納稅がきまし  
た。なぜきたのですか。  
＊ 今年の申告、所得計算をミス  
した。更生の請求を出したい。

## 6月の相談、こんな相談 がありました

7月16日で中越沖震災から1  
0年を迎えます。中越沖震災の4  
年後には東日本大震災が発生し、  
福島県で信じ難い原発事故に直面  
し、今でも県内外で6万人もの避  
難者が苦難を強いられています。  
その後も熊本など地震災害が続発  
し、今日の日本列島は地震の活動  
期に入っています。  
この度、中越沖震災から10年  
を迎えるにあたり、多発災害もの  
とで改めて原発をかかえている新  
潟県におきまして「災害と原発」  
をテーマにした、メモリアル集会  
を開催すると、柏崎刈羽災対連か  
らご案内がありました。みなさん、  
積極的に集会に参加しましょう。  
詳しくは2面にチラシを掲載致  
しました。1覧ください。

## 中越沖震災 10年メモリアル集会

壳の繋がらなもんだら」「経営力  
をつけたい」の声が実現します。

記

【田崎】 7月30日(日)  
午後1時30分

【会場】 新潟ヨーハンナザ  
【講師】 中小企業診断士

上品 恵 先生

【参加費】 1000円  
交通は新幹線（※民商から補助  
があります）で行きます。  
参加申込等について、役員若し  
くは事務局までご連絡ください。

## 第63回新潟県母親大会 に行つてきました

7月の日、気温30度を超える猛  
暑の中、長岡市内にて第63回新  
潟県母親大会が開かれ、魚沼民商

法律相談のお知らせ

日 時 8月 17日(木) 午後1時より

会 場 民商事務所 加賀谷 達郎 先生  
(新潟合同法律事務所)

相談料 3,000円

※事前の予約制です。早めに民商事  
務所までご連絡ください。

2面もご覧ください！